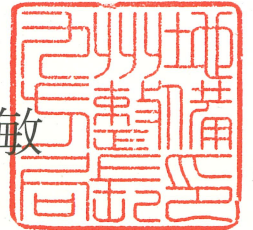


国九整 丘 建産許第 58 号
平成30年12月17日

(有) エイワ産業

木下 栄一 殿

九州地方整備局長 伊勢田 敏



特定 建設業の許可について (通知)

平成30年 9月14日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

なお、福岡県知事 に係る許可については、建設業法第9条第1項の
規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添
える。

記

許 可 番 号	国土交通大臣 許可(特-30) 第 27324 号
許可の有効期間	平成30年12月17日から平成35年12月16日まで
建設業の種類	

土木工事業
石工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
水道施設工事業

とび・土工工事業
電気工事業
舗装工事業
塗装工事業
解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成35年11月16日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)